

電力受給契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書及び山梨県企業局財務規程（昭和41年山梨県企業局管理規程第三十七号。以下「財務規程」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第2条 甲は、甲の所有する次項の発電所の発電電力から、甲が使用する所内消費電力等を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

2 契約の対象となる発電所は次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力kW	受給期間
鼓川発電所	山梨県山梨市牧丘町大字倉科 字向山7068番	380	R5.7.1～ R8.3.31

3 甲から乙に供給する予定売電電力量は、次のとおりとする。

	予定売電電力量	期間
令和5年度	1,296,000 kWh	令和5年7月1日～令和6年3月31日
令和6年度	1,722,000 kWh	令和6年4月1日～令和7年3月31日
令和7年度	1,722,000 kWh	令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 受給電力が予定売電電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量購入するものとする。

（受給地点、電気方式等）

第3条 前条の電力の受給地点、電気方式、最大出力、周波数、電圧及び力率は、次のとおりとし、甲は一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づき、周波数、電圧及び力率を正常な値に保つものとする。

受給地点	電気方式	最大出力	周波数	電圧	力率
鼓川発電所	交流3相3線式	380kW	50Hz	6,600V	95%

（送電時間）

第4条 甲は、毎日24時間送電する。ただし、発電所の点検又は手入を要する場合その他必要がある場合は、受給電力の全部又は一部の送電を休止することができる。

（受給電力量の計量）

第5条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 前項の計量は、原則として一般送配電事業者が、毎月末日24時に行う。

- 3 電力量計に故障が生じたときの受給電力量については、その都度、甲乙協議して確定するものとする。
- 4 甲は、電力の受給について乙が必要とする事項を記録するものとし、乙の求めに応じてこれを提出するものとする。
- 5 乙は、甲と協議のうえ、第2項で定める計量日以外の日時においても、臨時検針を行うことができる。この場合、甲はこれに協力する。
- 6 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合、これに要する費用は甲が負担する。

(電力量料金)

第6条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に次の電力量料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「1円未満切捨」という。）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（1円未満切捨）とする。

電力量料金単価 (1キロワット時につき)	〇〇円〇〇銭 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)
-------------------------	---------------------------------

(電力量料金の支払)

- 第7条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。
- 2 甲は、前条の電力量料金を第5条第2項に定める計量日の翌月10日までに乙に請求し、乙は、請求の日から10日以内（以下「支払期日」という。）に甲に支払うものとする。
 - 3 支払期日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日を支払期日とする。
 - 4 乙の責めに帰すべき事由により支払期日までに当該電力量料金を甲に支払わない場合、甲は、当該支払期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該電力量料金の未支払金額について年〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(契約保証金)

第8条 この契約について乙が甲に納付すべき契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の規定による。

(発電見込みの通知)

第9条 甲は、翌日の発電見込みを乙に通知する。なお、発電機出力は河川流量により増減するため、発電見込みと実績値とは相違することがある。

(発電バランシンググループへの加入等)

第10条 甲は、第2条に定める受給期間において、乙が指定する発電バランシンググループに所属するものとする。ただし、甲は発電バランシンググループの所属に係る経費を負担しない。

- 2 甲が前条に基づき通知した発電見込みと、発電の実績値の間に差分が発生した場合であっても、甲はその差分を根拠としたインバランス料金の負担はしない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(運用申合せ書の作成)

第 12 条 電力の受給に関する運用につき、仕様書等で定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、甲又は乙は運用申合せ書を作成するものとする。

(甲の契約解除)

第 13 条 甲は、乙がこの契約による債務を履行しない場合において、相当の期間を定めて乙にその履行の催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員等(山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員等をいう。)であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団(条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前 3 項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は当該解除の日が属する月の翌月から第 2 条に定める受給期間の末月までの予定売電電力量の合計に対し第 6 条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額(1 円未満切捨)を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(乙の契約解除)

第 14 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により、受給電力を購入することができないと認めるとき。
- (2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(談合等不正行為に伴う契約の解除)

第 15 条 甲は、乙がこの契約に関して次のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による措置命令又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(契約解除の通知)

第 16 条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

(賠償の予約)

第 17 条 乙は、第 15 条第 1 項の規定に該当した場合は、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、第 6 条に定める電力量料金単価に第 2 条の 3 の予定売電電力量の合計を乗じて得た金額の 100 分の 20 に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第 18 条 乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額について年〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

(託送供給等の契約)

第 19 条 乙は、この契約に基づき、乙と一般送配電事業者との間に、託送供給に関する契約を締結し、その確認ができる書類の写しを受給期間の初日までに甲に提出しなければならない。

(契約内容の変更)

第 20 条 甲又は乙は、この契約の締結後において必要があると認めるときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更できるものとする。

2 この契約の締結後に、国において検討されている発電側基本料金が導入された場合は、発電側基本料金の電力量料金への転嫁について協議し、必要な契約変更を行うものとする。

3 鼓川発電所が、本契約期間内に容量市場へ参加することで甲が得られる収入については、この電力料金による収入との精算は行わないものとする。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結及び受給電力の購入及び非化石価値に係る手続等の費用は乙の負担とする。

(守秘義務)

第 22 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(実施計画及び実績報告)

第 23 条 乙は、企画提案を実施するにあたり、実施計画を作成し甲の承諾を受けるものとし、企画提案を実施した場合には、その履行状況を甲に報告するものとする。

(所轄裁判所)

第 24 条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第 25 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙双方記名押印の上各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県公営企業管理者 中澤 宏樹

乙